

平成 17 年 10 月 1 日 規程第 10 号
改正 平成 18 年 3 月 31 日 規程第 5 号 (イ)
改正 平成 19 年 3 月 30 日 規程第 3 号 (ロ)
改正 平成 20 年 2 月 27 日 規程第 1 号 (ハ)
改正 平成 21 年 3 月 6 日 規程第 3 号 (ニ)
改正 平成 21 年 11 月 25 日 規程第 13 号 (ホ)
改正 平成 22 年 11 月 24 日 規程第 7 号 (ヘ)
改正 平成 24 年 3 月 29 日 規程第 2 号 (ト)
改正 平成 27 年 4 月 1 日 規程第 11 号 (チ)
改正 平成 28 年 2 月 24 日 規程第 21 号 (リ)
改正 平成 28 年 3 月 30 日 規程第 4 号 (ヌ)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構役員給与規程

(総則)

第 1 条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第 2 条 役員給与は、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別手当とする。

(イ)

(給与の支給定日及び支給方法)

第 3 条 役員給与(通勤手当及び特別手当を除く。)の支給定日は、毎月 16 日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。ただし、第 10 条に規定する特別手当を支給する月にあつては、その都度別に定める日とすることができる。

2 役員給与は、法令に基づきその役員給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。

(本給)

第 4 条 役員の本給は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。(ホ) (ヘ) (ト) (チ) (リ)

一 理事長 1,106,000 円

二 理事長代理	907,000 円
三 理 事	822,000 円
四 監 事	744,000 円

(地域手当)

第5条 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて、役員に対し、支給する。（イ）

2 地域手当の月額は、本給に100分の16の支給割合を乗じて得た額とする。（イ）（チ）（リ）（ヌ）

3 前2項の規定により支給される地域手当については、一般職給与法第11条の6及び第11条の7の規定を準用する。（チ）

4 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となった場合には、一般職給与法第11条の7第3項の規定を準用する。（チ）（新たに役員に任命された者の本給及び地域手当）（イ）

第6条 月の初日以外の日において新たに役員に任命された者に対するその者が役員に任命された日の属する月分の本給及び地域手当については、それぞれ第3条及び第4条に規定する額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員に任命された日から当該月の末日までの土曜日及び日曜日以外の数を乗じて得た額を支給する。（イ）

(役員を退職し、又は解任された者の本給及び地域手当) (イ)

第7条 月の末日以外の日において役員を退職し、又は解任された者に対するその者が役員を退職し、又は解任された日の属する月分の本給及び地域手当については、それぞれ第3条及び第4条に規定する額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、当該月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。（イ）

2 月の末日以外の日において死亡した役員に対するその者が死亡した日の属する月分の本給及び地域手当については、第3条及び第4条に規定する額の全額を支給する。（イ）（通勤手当）

第8条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員とな

るため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第 12 条第 4 項の規定を準用する。

- 4 前 3 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(単身赴任手当)

第 9 条 単身赴任手当は、一般職給与法第 12 条の 2 の規定に準じ支給する。

- 2 職員から引き続き役員に任命された者のうち、役員に任命された日の前日に役員であったものとし、かつ、役員に任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に前項の規定により単身赴任手当を支給されることとなる役員については、同項の規定に準じ単身赴任手当を支給する。任期満了の日若しくはその翌日において再び同一の役職の役員に任命された者又は任期満了の日以前若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された者のうち、任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に同項の規定により単身赴任手当を支給されることとなる役員についても同様とする。

- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第 12 条の 2 第 3 項の規定を準用する。

(特別手当)

第 10 条 特別手当は、原則として、毎年夏季及び年末において、別に定める日に支給する。

- 2 特別手当の額は、それぞれ別に定める基準日現在において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第 19 条の 4 第 2 項に定める指定職俸給表の適用を受ける支給割合及び一般職給与法第 19 条の 7 第 2 項第一号ロに定める支給割合を乗じて得た額を基礎とし、在職期間を勘案して別に定める割合を乗じて得た額とする。(ホ)

- 3 前項の規定による手当の額は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 32 条の規定による国土交通大臣が行う業務実績に関する評価の結果を勘案の上、その者の職務実績に応じ、100 分の 10 の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができる。(チ)

- 4 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る特別手当(第 3 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当)は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第 23 条第 2 項の規

定により解任された役員（同条第1項の規定により解任された役員を除く。）

二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

三 次項において準用する一般職給与法第19条の6第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

5 役員の特別手当の支給に係る一時差止の取扱いについては、一般職給与法第19条の6第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、同条第1項及び同項第2号、第3項第3号並びに第4項中「期末手当」とあるのは「特別手当」と、同条第1項中「職員」とあるのは「役員」と、同条第1項第2号中「公務」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の業務」と読み替える。

（端数の処理）

第11条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

（平成24年4月1日から平成26年3月31日までの給与の臨時特例）

第2条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、役員に対する次に掲げる給与の支給にあたっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。（ト）

一 本給 当該役員の本給の月額に100分の9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額

二 地域手当 当該役員の地域手当の月額に支給減額率を乗じて得た額

附 則 （イ）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き役員である者には、施行日を含む任期に係る期間の末日までの間、本給月額のほか、その者の受ける本給月額と次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ同号に掲げる額との差額に相当する額（平成20年4月1日からは差額の100分の50に相当する額）を本給として支給する。

(ハ)

一 理事長 1,222,000円

二 理事長代理 1,003,000円

三 理事 908,000円

四 監事 821,000円

第3条 平成22年3月31日までの間、地域手当の月額は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構役員給与規程第5条第2項の規定にかかわらず、本給に100分の17の支給割合を乗じて得た額とする。（ロ）（ハ）（二）

附則（ロ）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（ハ）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（二）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則（ホ）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附則（へ）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則（ト）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (チ)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成27年3月31日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成27年3月31日から引き続き役員である者には、施行日を含む任期に係る期間の末日までの間、第4条の本給月額のほか、その者の受ける本給月額と次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ同号に掲げる額との差額に相当する額を本給として支給する。

- 一 理事長 1,128,000円
- 二 理事長代理 925,000円
- 三 理事 838,000円
- 四 監事 758,000円

(地域手当)

第3条 第5条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日の地域手当の月額は、本給に100分の12の支給割合を乗じて得た額とする。

附 則 (リ)

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (ヌ)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。